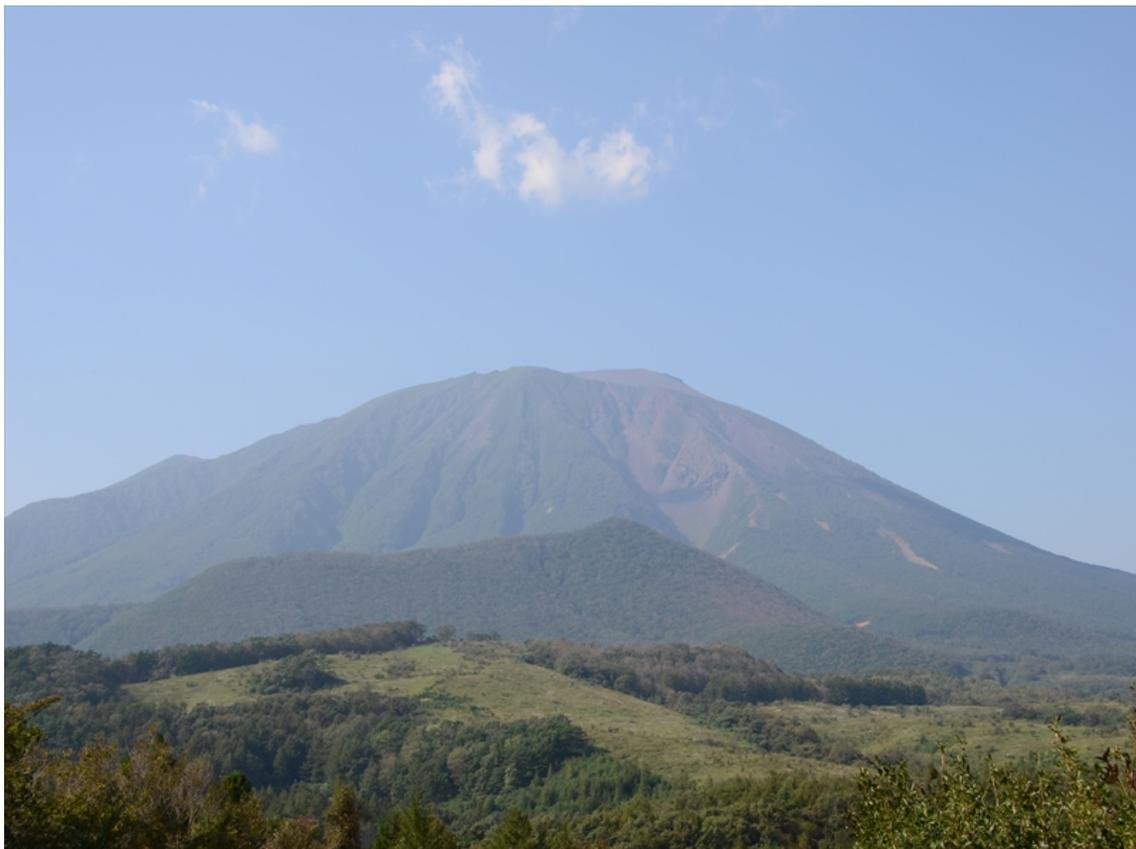


滝沢市景観形成基本方針



春子谷地湿原付近から見た岩手山

平成27年3月

滝沢市

はじめに



滝沢市は、北西に秀峰岩手山を望み、東に北上川、南に雫石川が流れ、地形的にも大変起伏に富んだ緑豊かな自然環境に囲まれた市です。

市のどこからでも望める岩手山や鞍掛山、岩手山麓に広がる森林、春子谷地湿原などの豊かな自然環境、優れた自然景観は市民の誇りでもあります。

また一方では、交流拠点複合施設整備事業や岩手県立大学周辺産業集積整備事業、狐洞地区土地区画整理事業や民間開発による牧野林地区の宅地造成など、新しい都市環境の整備も進んでいます。

近年、人々の生活環境に対する意識は、「ゆとり」や「うるおい」など心の豊かさを求める方向へと変化する中で、私たちに心の安らぎや快適さをもたらす自然景観の保全、都市景観の整備への期待が高まっています。

こうした状況の中、岩手県では美しく風格ある県土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、平成22年10月に「景観法」に基づく景観行政団体として「岩手県景観計画」を策定し、併せて「岩手の景観の保全と創造に関する条例」の全面改正により、本市の大部分においては、引き続き「岩手山麓・八幡平周辺重点地域」に指定され、周辺市町と一体的な景観形成が図られています。

この「滝沢市景観形成基本方針」は、岩手山を中心とした「滝沢らしい景観」を次世代へ引き継いでいくための基本方針として策定したものです。この方針を基に、今後とも市民や事業者の皆さまと一緒に景観の施策や事業を推進して参りたいと存じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月 滝沢市長 柳村典秀



目次

はじめに

I 景観形成の基本的な考え方

I-1. 景観の現状と課題	1
I-2. 景観形成の目的	2
I-3. 景観形成の目標	3

II 景観形成の方針

II-1. 基本方針の位置づけ	4
II-2. 基本方針の設定期間	5
II-3. 景観形成の体系	5
II-4. 景観形成の方針		
(1) 景観形成エリア	6
(2) 景観形成拠点	9
(3) 岩手山の視点場	14
(4) 景観形成要素	18

III 景観形成のプログラム

III-1. 景観形成の主体と役割	21
III-2. 景観形成の施策	23
III-3. 景観形成の体制	24

I 景観形成の基本的な考え方

I-1. 景観の現状と課題

滝沢市は、北西に岩手山を望み、東に北上川、南に雫石川が流れ、岩手山麓に広がる森林や春子谷地湿原などの緑豊かな自然環境に恵まれた市であり、市のどこからでも望める岩手山は、滝沢市民にとどまらず岩手県民の誇りとなっています。また、毎年6月に開催される国の無形民族文化財の「チャグチャグ馬コ」は、環境省の「残したい“日本の音風景100選”」に認定され、田園風景を行進する“チャグチャグ”と鳴る鈴の音と背景に映る岩手山は、自然と文化が融合した滝沢市を代表する景観の一つとなっています。

滝沢市における景観行政については、平成5年に岩手県が制定した、岩手の景観の保全と創造に関する条例により、市の大部分が「岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域」に指定されました。その後、平成16年に景観法が成立し、平成22年に上記条例の全面改正及び岩手県景観計画が策定され、引き続き、本市は「岩手山麓・八幡平周辺重点地域」に指定されています。この景観計画の周知と届出対象行為における事前届出の徹底を図り、景観の保全に努めています。

平成23年度に市民3,000人を対象に実施した景観アンケートにおいて、回答した市民の約8割が景観に関心を持ち、半数以上の市民が景観に満足している結果となりました。しかしながら、約2割の市民が10年前と比べ景観の悪化を感じており、放置された車、資材、ゴミや空き家などが景観を損ねている原因となっています。景観づくりについては、景観の整備よりも保全や活用を重要視する傾向が見受けられ、景観に関するルールを策定する場合には、景観の悪化を防ぐルールづくりを望む意見が多くありました。また、行政に対しては、景観の情報やPRを期待する意見があり、景観の取り組みやすばらしい景観の場所の周知などが必要となっています。このことから、市民からは景観を損ねている原因の解消や豊かな自然景観の保全、景観に関する情報発信や景観の活用による経済的効果などが求められています。

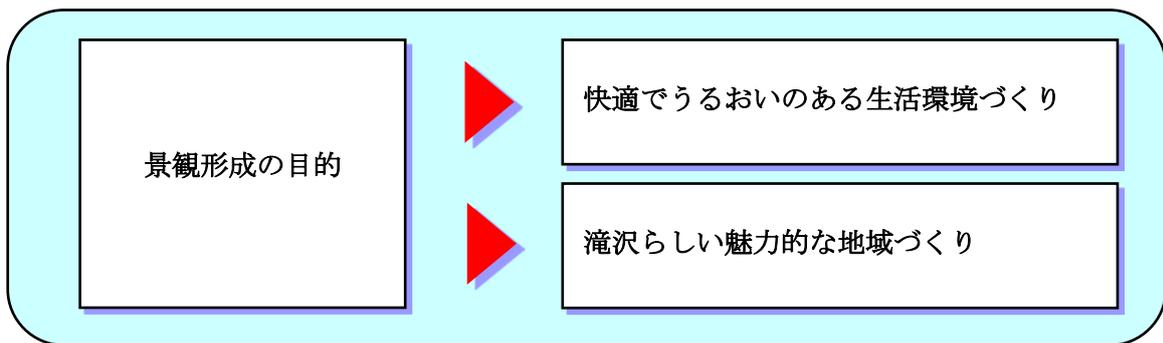
市民による景観づくりについては、岩手山麓に位置する柳沢地域において、住民間で景観に関する協定を締結し、地域内の優れた景観や自然の保全を図り、柳沢の魅力を高める活動を進めています。しかし、市民の景観への関心が高い一方で、柳沢地域以外では住民協定の締結が進んでいない状況であり、市民と協働して景観づくりができる体制の整備が必要となっています。

I-2. 景観形成の目的

全国的に人々の生活環境に対する意識は、「ゆとり」や「うるおい」など心の豊かさを求める傾向が強まっており、私たちに心の安らぎや快適さをもたらす自然景観の保全、都市景観の整備への期待が高まっています。良好な景観は、そこに住む人々や観光などで訪れる人々の心に豊かさを与え、生活環境の向上が地域の魅力を高め、観光振興や定住化を促進し、ひいては地域の活性化につながります。よって、市民一人ひとりが地域の景観に関心を持ち、先人たちが築いてきた良好な景観を保全するとともに、自らが景観づくりに努め、次世代へ引き継いでいくことが重要です。

滝沢市においては、「景観法」や「岩手の景観の保全と創造に関する条例」、「岩手県景観計画」により、景観行政を進めるうえでの法制度は確立していますが、岩手山麓に広がる豊かな自然を保全しつつ、市民・事業者・市が協働して自然と都市が調和した「滝沢らしい景観」づくりをするために方針を策定するものです。

そこで、景観形成を進めていく目的を以下のようにします。



① 快適でうるおいのある生活環境づくり

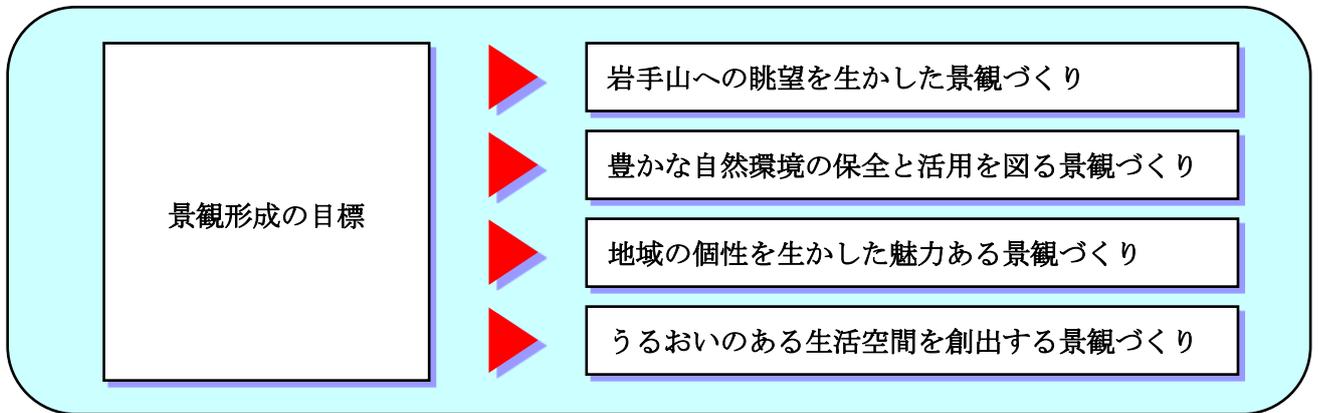
景観は視覚的に捉えられる要素が極めて大きく、景観の良し悪しが日常生活に大きな影響を与えます。景観形成は、市民にとって快適な生活環境を創出するためのまちづくりの一環として進める必要があります。良好な景観の保全を図りつつ、日常生活に調和した景観づくりに取り組むことが基本となります。

② 滝沢らしい魅力的な地域づくり

岩手山をはじめとする豊かな自然や昔ながらの田園風景、新しいまちなみ、さらにチャグチャグ馬コなどの地域の歴史や文化は、生活にうるおいを与えると同時に、市民にとっては地域への愛着や誇りとなり、市を訪れる人々にとっては魅力的なものと映ります。この魅力が“滝沢らしさ”であり、景観形成の大きな柱となります。

I-3. 景観形成の目標

景観は、市、事業者及び市民のそれぞれの主体の取組や行為によって形成されていきます。このため、それぞれの主体が共に目指す、あるべき姿としての良好な景観の形成の目標を以下のとおり設定し、この目標像に沿った景観の形成を参画と協働によって進めていくこととします。



① 岩手山への眺望を生かした景観づくり

岩手山を望む風景は、市民の日常生活に溶け込んでいる“滝沢らしい景観”であり、滝沢市のみならず周辺の地域からも望むことができ、その秀麗な姿は岩手県を代表する景観の一つになっています。岩手山の稜線の確保や眺める場所（視点場）の整備などにより、岩手山への眺望を生かした景観づくりを目指します。

② 豊かな自然環境の保全と活用を図る景観づくり

滝沢市は、岩手山をはじめ鞍掛山、春子谷地湿原など、多様性に満ちた自然環境を有しています。これらの自然環境を保全しつつ、市民や来訪者の憩いの場、レクリエーションの場などとして活用を図る景観づくりを目指します。

③ 地域の個性を生かした魅力ある景観づくり

滝沢市の各地域には、自然や歴史、文化などその地域にしかない個性的な景観があり、市民が日常的に接する景観として重要な要素になります。これらの地域の個性を生かし、日常生活の中で満足感を得られるような魅力ある景観づくりを目指します。

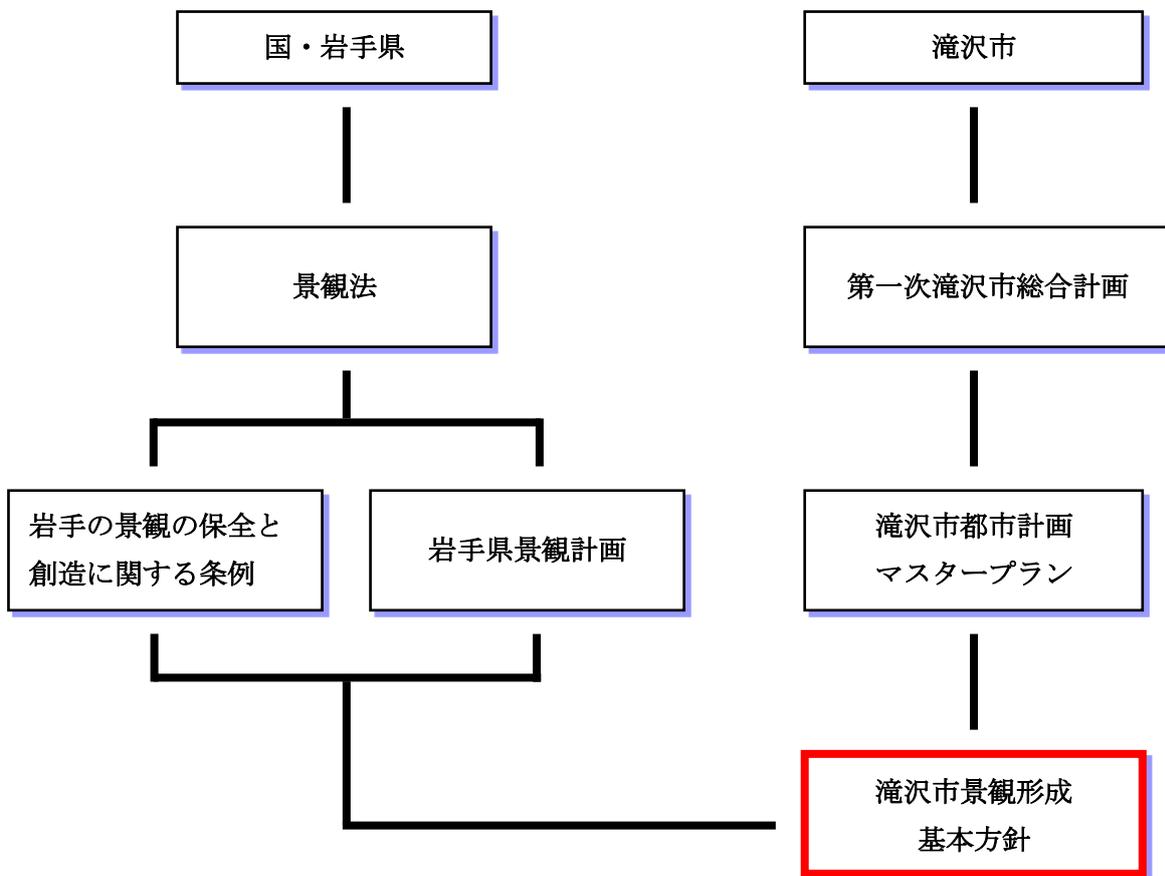
④ うるおいのある生活空間を創出する景観づくり

滝沢市は、県都盛岡市の近郊都市として、多くの住宅地が形成されており、農山村部では、田園や木々の豊富な緑に囲まれた集落地が形成されています。市街地、集落地それぞれにおいて、緑の保全や周囲の自然環境との調和を図り、うるおいのある生活空間を創出するような景観づくりを目指します。

Ⅱ 景観形成の方針

Ⅱ－１．基本方針の位置づけ

第一次滝沢市総合計画、滝沢市都市計画マスタープランなどの上位計画で位置づけられている景観施策と整合性を図りつつ、社会情勢の変化や新たに行われたまちづくりなどを勘案したうえで、滝沢市における景観形成の基本的な方針を策定します。また、「景観法」や「岩手の景観の保全と創造に関する条例」、「岩手県景観計画」などとも整合性を図る必要があります。



II-2. 基本方針の設定期間

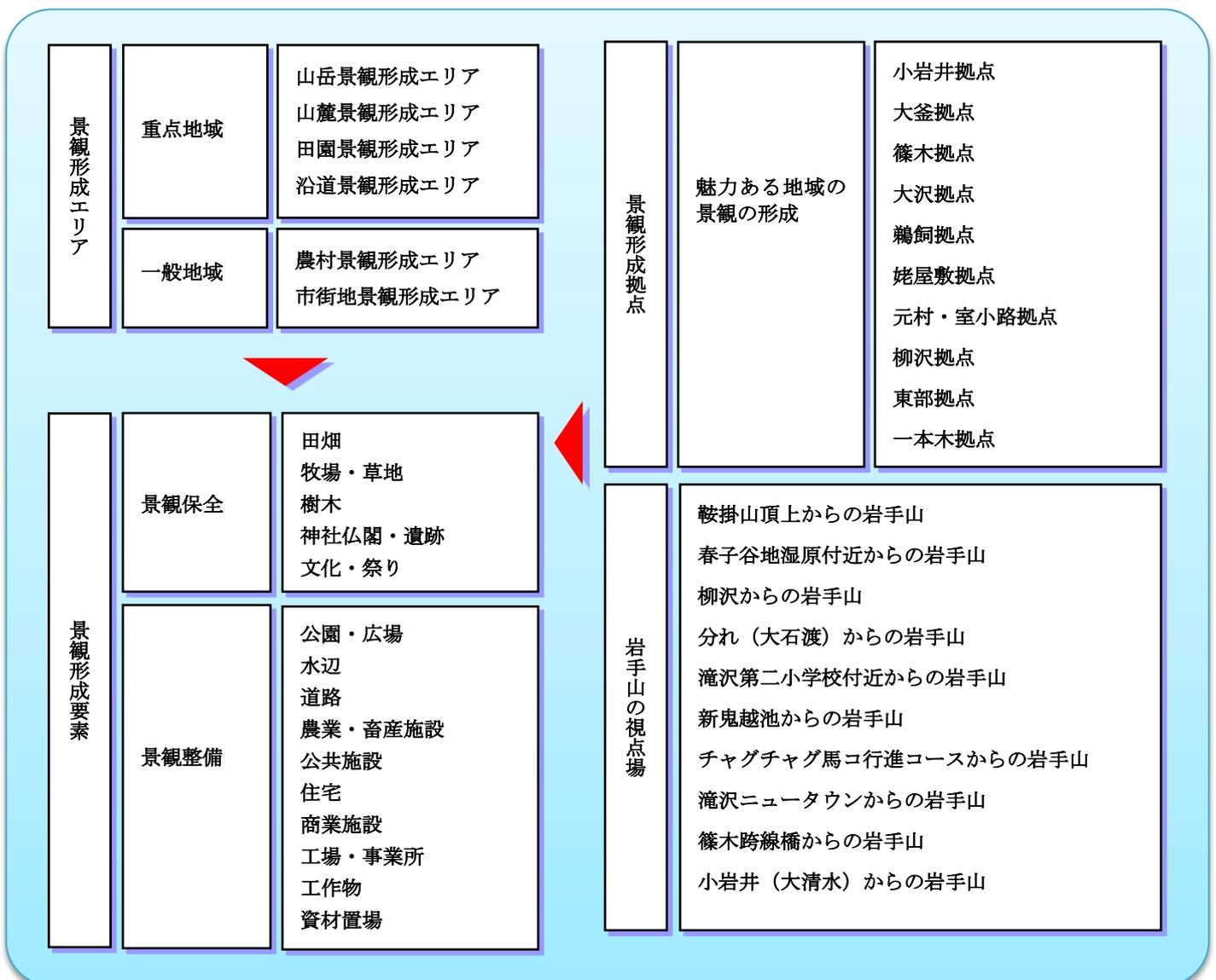
自然景観や歴史的な景観は、一度失われたり損なわれたりすると回復させるのに、長い年月と大変な労力を要します。また、景観形成はまちづくりの一環として、いつの時代でも取り組まなければならない、長期的な視点で活動することが必要です。

そこで、本方針の設定期間は平成27年度から概ね10年間を目安とします。ただし、設定期間中においても社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

II-3. 景観形成の体系

景観形成の目標を実現するために、景観形成の体系を明らかにし、その構造を構成するエリア、拠点、要素ごとに方針を設定します。（参照：図-1の景観形成拠点図、図-2の岩手山の視点場図）

景観形成体系図



Ⅱ－４．景観形成の方針

(1) 景観形成エリア

同質の景観特性を有する地域や、将来にわたってまとまりある景観を醸成すべき地域を景観形成エリアとして設定します。

景観形成エリアは、岩手県景観計画に基づき、県を代表する自然景観を持つ「岩手山麓・八幡平周辺重点地域」とそれ以外の「一般地域」とで区分します。重点地域では岩手山麓の豊かな自然の保全と活用、一般地域では良好な市街地や集落の形成を目指します。

山岳景観形成エリア(重点地域)

岩手山や鞍掛山などの山々が直接の眺望の対象となるため、基調となる自然環境を保全し、自然景観を形成するエリア。

方針 - 貴重な自然環境の保全に配慮した景観形成

岩手山の自然は、滝沢市の大切な財産であるとともに、その秀麗な姿や貴重な動植物の生息地などの豊かな自然は近隣市町村及び岩手県にとっても重要な景観資産となっています。将来にわたって優れた自然に親しむことができるよう、自然環境の保全を図るとともに、自然と調和のとれた景観の観形成を目指します。

山麓景観形成エリア(重点地域)

自然景観の保全とともに、岩手山麓の豊かな自然に親しむことができるように、自然と調和した景観を形成するエリア。

方針 - ①自然環境の保全に配慮した景観形成

岩手山麓には、相の沢牧野や春子谷地湿原などの高原や湿原、沼森や茄子焼山などの小さな山々が点在した、多様で変化に富んだ自然環境が広がっています。これらの自然環境の保全に配慮した景観形成を目指します。

方針 - ②自然環境の活用に配慮した景観形成

岩手山麓は登山や自然観察ができ、自然に親しむ場としても重要な地域となっています。また、岩手山を望むすばらしい景色が楽しめるうえ、市内や近隣市町村を見渡すことができる地域でもあります。自然環境を守りつつ、自然に親しむ場や景観を楽しむ場としての活用に配慮した景観形成を目指します。

田園景観形成エリア(重点地域)

岩手山を背景とする美しい田園風景の保全に配慮し、田園と調和した景観を形成するエリア。

方針 - ①田園風景の保全に配慮した景観形成

滝沢市の田園地域は、盛岡市や雫石町との田園地域との連続性があり、住宅地や集落に隣接してうるおいのある環境を醸しだしています。また、この地域は岩手山の前景を構成する重要な景観となっています。住宅が田園地域に無秩序に広がる傾向にあるため、田園風景の保全に配慮した景観形成を目指します。

方針 - ②田園風景と調和した家なみの景観形成

住宅や農業用施設などの建築物は、広々とした田園地域に点在していることが多く、田園風景と建築物との調和が求められます。生垣や敷地内の緑化、落ち着いた色彩を用いた屋根、外壁の建築物によって田園風景と調和した家なみの景観形成を目指します。

沿道景観形成エリア(重点地域)

岩手山の眺望を確保しつつ、周囲の景観と調和した施設の整備、修景などにより良好な沿道景観を形成するエリア。

方針 - ①まとまりのある沿道の景観形成

市内における国道46号及び主要地方道盛岡環状線の一部については、岩手山への眺望を確保するため、景観に配慮すべき地域となっています。この地域では、コンビニエンスストアやガソリンスタンドなどのロードサイド型商業店舗が多く集積し、広告物も多いため、やや雑然とした景観になる傾向があります。建築物の色彩・デザインの工夫や広告物の整理によって、まとまりのある沿道の景観形成を目指します。

方針 - ②周囲と調和した景観形成

幹線道路は人々の往来が多いため、沿道の景観が目につきやすくなっています。また、樹林・田園地域をはじめ、家が点在する地域、家や店舗が建ち並ぶ地域など多くの景観特性があります。道路舗装やガードレール、標識などの修景、電柱や広告物の整理などにより、周囲と調和した景観形成を目指します。

農村景観形成エリア(一般地域)

市街地周辺に広がる農村風景の保全に配慮し、周囲と調和した景観を形成するエリア。

方針 - ①農村風景の保全に配慮した景観形成

この地域は、滝沢市の市街地に隣接していますが、田畑や樹木、草地などが多く、緑豊かでうるおいのある環境を醸しだしています。住宅が無秩序に広がる傾向が強い地域であるため、農村風景の保全に配慮した景観形成を目指します。

方針 - ②農村風景と調和した家なみの景観形成

この地域では、住宅や農業用施設などの建築物が点在していることが多く、生垣や敷地内の緑化、

落ち着いた色彩を用いた屋根、壁の建築物によって、農村風景と調和した家なみの景観形成を目指します。

市街地景観形成エリア(一般地域)

全国共通で見られる画一的なまちなみではなく、背後に垣間見ることのできる岩手山の眺望を生かしたうるおいのある市街地景観を形成するエリア。

方針 - ①うるおいのある住環境の景観形成

この地域は、盛岡市から連続した市街地、幹線道路沿いや駅周辺地区の住宅地などで構成されています。公園、広場の整備による生活空間の創造や落ち着いた色彩を用いた建築物、生垣や敷地内の緑化などにより、うるおいのある住環境の創出に配慮した景観形成を目指します。

方針 - ②岩手山への眺望を生かしたまちなみの景観形成

岩手山は市内どこからでも眺望することができ、これが滝沢らしさでもあります。沿道にある建築物や電柱、電線などの工作物の工夫により、市街地からでも日常的に岩手山を感じることができるようなまちなみの景観形成を目指します。

(2) 景観形成拠点

第1次滝沢市総合計画の地域別構想を基本とし、地理的、文化的な背景を踏まえた10地域で景観形成拠点を設定し、中でも重要な場所や施設、視点場などにおける景観形成方針を設定します。

小岩井地域は、小岩井駅北周辺の小規模な新興団地と農家住宅や農業施設が点在する比較的低密度の集落地とで形成されています。また、岩手山と秋田駒ヶ岳の山なみを背景に、緑多い田園が広がっており、この景観を保全しつつ、田園景観と調和した住環境の形成を目指します。



・小岩井駅 (図-1-①)

宮沢賢治が降りたった歴史のある小岩井駅は、小岩井農場や盛岡西リサーチパークへの玄関口でもあり、地域の顔にふさわしい個性と歴史のある駅舎となっています。このイメージを大切にしつつ、道路空間と連続性のある駅前広場の景観形成を目指します。

・盛岡西リサーチパーク (図-1-②)

小岩井駅南周辺には、盛岡西リサーチパークがあり、製造業やコンサルタント業などの事業所や研究施設が誘致されています。この地域は、景観に大きな影響を与える要素であることから、建築物の色彩やデザインの工夫、沿道の緑化を推進し、統一感のある景観形成を目指します。

大釜地域は、土地区画整理事業により、住みよいまちなみが形成され、国道46号沿線はロードサイド型商業店舗が立地しており、看板などの広告物については、周辺景観に配慮する必要があります。また、市街地の周辺に広がる田園や里山から雫石川へと流れる水を基調とする多様な生態系の保全に配慮した景観形成を目指します。



・雫石川 (図-1-③)

大釜地域の南側には雫石川が流れており、この豊かな水辺を保全するとともに、河川沿いのサイクリングロードや運動場を活用して、河川景観に親しむ場の創出に配慮した景観形成を目指します。

・八幡館山遺跡 (図-1-④)

市指定史跡の八幡館山は、田園風景を一望できる視点場となっています。史跡を適正に保存しつつ、視点場の確保や地域内に点在する貴重な史跡周辺の修景に配慮した景観形成を目指します。

篠木地域は、大釜駅前の土地区画整理事業により、住みよいまちなみが形成され、駅の背景には岩手山が四季を通じてすばらしい景観を醸しだしています。また、民俗芸能「篠木神楽」は県の無形民俗文化財に指定されており、市指定天然記念物である田村神社の樹齢500年を超えるスギとカツラの老大樹とともに、地域の歴史や伝統を継承しながら、特色ある景観形成を目指します。



・大釜駅 (図-1-⑤)

大釜駅は地域の玄関口であるとともに、駅舎から眺める岩手山はすばらしい景色となっています。この景色を保全しつつ、道路空間と連続性のある駅前広場の景観形成を目指します。

・ **田村神社** (図-1-⑥)

坂上田村麻呂をまつる田村神社の例大祭などでは、神楽が奉納され地域の祭りが開催されます。田村神社周辺は、慶長（西暦1600年頃）から栄えた歴史のある地域であり、地域交流の場として、古くからの樹木や堰などの保全に配慮した景観形成を目指します。



大沢地域

には、田園地帯に農家住宅や農業施設が点在する農村風景があります。この風景を保全するとともに、歴史ある南部曲り家や大沢田植踊りなどの民俗芸能も受け継がれているため、歴史や文化にも配慮した景観形成を目指します。また、大沢地域では市民組織による体験ツアーなどの景観活用事業も行われており、魅力をさらに高める景観形成を目指します。

・ **熊野神社** (図-1-⑦)

熊野神社は、市内の田園や盛岡市を一望することができ、特に夜景がきれいに見える場所です。歴史的な景観に触れながら、市街地を望む視点場として、保全に配慮した景観形成を目指します。

・ **南部曲り家** (図-1-⑧)

茅葺きの民家である南部曲り家と周囲の田園は、昔ながらの農村風景を醸しだし、地域の宝となっています。地域活動において、この風景や歴史、文化といった地域の宝を守り、次世代へ伝える取り組みを行っており、地域活動と協働した景観形成を目指します。

・ **せせらぎ水路** (図-1-⑨)

大沢の地名の由来となっている沢は、地域内でも有数のホタルの生息地となっています。この豊かな自然環境を保全し、憩いの場となる親水空間の整備に配慮し、うるおいのある景観形成を目指します。



鶉飼地域

は、市役所や滝沢総合公園をはじめ公民館や福祉センターなどの公共施設が集中しており、交流拠点複合施設の建設が進められています。市役所周辺においては、市の中心となる地域として、魅力ある景観形成を図り、住宅地では、敷地や沿道の緑化を推進し、うるおいのある住環境の形成を目指します。また、岩手県を代表する伝統行事である“チャグチャグ馬コ”が行進する地域であり、馬コの行進風景を後世に残すような景観形成を目指します。

・ **鬼越蒼前神社とチャグチャグ馬コの行進路** (図-1-⑩)

鬼越蒼前神社は、チャグチャグ馬コの行進の出発地点であり、行進当日は多くの観光客で賑わいます。神社や境内の木々は歴史的な景観を醸しだしており、歴史的資源の保全と神社周辺の修景に配慮した景観形成を目指します。また、神社からの道のりにおいて、岩手山を背景に田園風景の中をチャグチャグ馬コが行進する姿は市を代表する景観であり、県内外の観光客に人気となっています。この景観の魅力向上させるため、修景に配慮した景観形成を目指します。

・ **滝沢総合公園** (図-1-⑪)

滝沢総合公園は、体育館や陸上競技場、ロックガーデンや日本庭園などの施設が一体となって整備されており、スポーツ（動）の場と憩い（静）の場が調和する公園です。市役所を中心とする公共施設エリアとの連続性のある景観形成を目指します。

・ 諸葛川 (図-1-12)

滝沢市から盛岡市にかけて流れる諸葛川の鶴飼流域では、市民活動により桜並木が整備され、岩手山を背景とする桜の名所として市民に親しまれています。この魅力ある河川景観の維持と親水性の向上を目指します。

姥屋敷地域は、国指定名勝イーハトーブの風景地の鞍掛山や県指定自然環境保全地域の春子谷地湿原があり、丘陵地は相の沢牧野や農家の牧草地が広がり、一大酪農地帯を形成しています。地域のシンボルである市指定天然記念物の山神社のスギ・クリ・ベニイタヤとともに自然環境を保全し、人と自然が共生する山村地域の景観形成を目指します。



・ 鞍掛山 (図-1-13)

鞍掛山は、岩手山麓の自然に触れることのできる手ごろな場所であり、山頂からの眺めも良く、子どもから高齢者まで気軽に楽しめるハイキングコースとなっています。鞍掛山周辺には貴重な高山植物が生息しており、この生態系を保全しつつ、自然と親しめる身近な山として周辺施設と連携した観光活用を図る景観形成を目指します。

・ 春子谷地湿原 (図-1-14)

春子谷地湿原は、市指定天然記念物である植物群落があるとともに、岩手山を望む景観の視点場としても重要な観光資源となっており、市民をはじめ多くの人々に親しまれています。県の自然環境保全地域に指定されており、この自然景観を十分に保全し、岩手山の視点場の確保に配慮した景観形成を目指します。

・ 新鬼越池 (図-1-15)

新鬼越池は、岩手山を水面に写し、周囲には農家住宅や農業用施設などが点在するのどかな景観を形成しています。景色に映り込む家々の高さや色彩、素材などの工夫により、自然環境と集落地の保全に配慮した景観形成を目指します。

元村・室小路地域は、市の中央部に位置し、盛岡市から住宅地や沿道商業地が連続して形成されています。東北縦貫自動車道の西側のガスタンクには、市の特産であるスイカがペイントされ、道路を通行する人々におもしろみと強烈な印象を与えています。事業者の協力を得ながらまちなみ景観に影響を与える広告看板の形、色彩や照明などに十分配慮し、活気ある市街地景観の形成を目指します。また、地域内には市民の憩いの場として、滝の沢砂防公園や湯舟沢史跡公園、平蔵沢の堤などがあり、周辺の景観との調和や景観資源の保全に配慮した景観形成を目指します。



・ 湯舟沢遺跡 (図-1-16)

湯舟沢遺跡は県指定史跡湯舟沢環状列石をはじめ大量の遺物や遺構が発掘され、縄文時代の社会構造を知るうえで極めて貴重な遺跡となっています。立地からは縄文人の景観利用が何うことができ、周囲には縄文時代の植生を復元して当時の景観を再現しています。学びや憩いの拠点として、歴史的資源の保全と活用に配慮した景観形成を目指します。

・**角掛神社** (図-1-⑰)

角掛神社にある五龍のフジは、市の天然記念物に指定され、樹齢およそ200年を超える老大樹のフジの姿が、あたかも5頭の龍が大空に舞い上がるように見えたことが由来となっています。この歴史的資源の保全と活用に配慮した景観形成を目指します。

・**滝の沢** (図-1-⑱)

元村地域には、市名の由来である滝の沢があります。滝の沢とその渓流域にある砂防公園周辺環境の保全を図り、良好な河川景観の形成と活用を目指します。

・**石ヶ森** (図-1-⑲)

石ヶ森は市街地からほど近く、遊歩道コースが整備されているため気軽にトレッキングを楽しむことができます。展望台からは滝沢市内を広く見渡すことができるほか、山頂からの岩手山の眺めが素晴らしく、景観の名所として広く親しまれるよう、周辺環境の整備と活用を目指します。



柳沢地域は、岩手山東南麓の広大な山林と牧野を背景に、丘陵地の牧草、畑地帯の中に農家住宅や牛舎などが点在する集落地となっています。平成18年には、滝沢市で最初の景観形成住民協定『岩手山麓柳沢地域景観形成住民協定（通称「げんまん柳沢」）』が締結され、市民主体の景観づくりを先駆けて実施してきました。この活動を継続し、景観や自然環境を保全していくとともに、登山者や来訪者などが楽しむことができる魅力ある景観形成を目指します。

・**ベニヤマザクラ並木** (図-1-⑳)

市民活動により植栽・管理されている、分れ交差点から馬返し登山口までのベニヤマザクラの並木は、山に春の訪れを告げ、岩手山や春子谷地などの視点場へのアーチとなって来訪者を迎えます。この景観を保全・活用し、岩手山麓の魅力を広く発信していきます。

・**岩手山神社と周辺樹林** (図-1-㉑)

岩手山神社は、岩手山登山口へのゲートの的な場所で、周辺景観に厳かな雰囲気醸しだしています。境内林や周辺の樹林を含めて、歴史的資源である神社の保全と修景に配慮した景観形成を目指します。

・**工芸の里** (図-1-㉒)

岩手山麓には、その自然に魅力を感じた工芸家が集まり、陶芸の他、木工、漆など様々な工房が構えられ、県内外から多くの人々が訪れる地域となっています。巧みな技術で作られた手づくりの品々に触れながら、岩手山麓のゆっくりとした時間を味わえるような地域の特色を生かした景観形成を目指します。



東部地域は、滝沢駅周辺や巣子地区の民間開発による住宅地と岩手県立大学、盛岡大学、滝沢森林公園や岩手産業文化センターなどの文教施設や公園があり、現在はIT関連産業の拠点の整備が進められています。これらの施設は、周辺の景観に対して影響を与えると同時に、施設自体が景観の資源や視点場にもなり得ます。景観を形づくる一つの要素として、周辺の自然環境に配慮した景観形成を目指します。また、大学との連携や、地域に住む学生の力を活用した景観形成を目指します。

・ **松並木** (図-1-23)

国道4号の松並木は、県の環境緑地保全地域に指定され、松並木の雄大さと木々の間から見える岩手山は、すばらしい景観を醸しだしています。保全活動への参画や、草木など周辺環境の整備、広告物の整理などにより、個性のある沿道の景観形成を目指します。

・ **滝沢森林公園周辺** (図-1-24)

滝沢森林公園には豊かな自然があり、憩いの場として地域の人々に利用されています。周辺には岩手産業文化センターやネイチャーセンターなど多くの施設や緑地があります。公園の立地を生かし、気軽に自然に親しむことができる景観形成を目指します。

・ **岩手県立大学周辺** (図-1-25)

岩手県立大学敷地の内外にある桜並木は、春にすばらしい景観を醸しだし、地域の人々や学生にうるおいとやすらぎを与えています。この景観を生かし、周辺施設が相互に連続性に配慮し、個性とうるおいのある景観形成を目指します。

・ **ヤマユリの里** (図-1-26)

東部地域では、地域活動により公共施設を中心に市の花であるヤマユリの植栽が行われ、夏には白い花を咲かせて爽やかな景観をつくっています。この活動を継続し、ヤマユリの里として個性ある景観形成を目指します。

・ **巢子川** (図-1-27)

地域内を流れる巢子川では、河川の清掃や生活雑排水の適正処理の活動により河川の清流化が図られています。この活動を継続し、巢子川護岸の自然環境を保全しながら親水性の向上を目指します。

一本木地域は、陸上自衛隊岩手駐屯地があり、岩手山麓の傾斜部が演習場となっています。また、丘陵地には牧草、畑地地帯があり、平地には田園地帯が広がっています。この地域には、国立岩手山青少年交流の家があり、他地域から多くの方々が利用のために訪れます。周辺の自然を保全しつつ、人々が交流できる場の創出に配慮した景観形成を目指します。



・ **北部コミュニティセンター周辺** (図-1-28)

自衛隊正門前にある桜並木は、春にすばらしい景観を醸しだし、地域の人々や自衛隊員にうるおいとやすらぎを与えています。また、平成25年には「いわての森林の感謝祭・滝沢市誕生100日前記念行事」において北部コミュニティセンター周辺に桜の苗木600本が植樹され、新たな桜の名所への成長が期待されています。一本木地域全体が桜の名所として親しまれるよう、個性とうるおいのある景観形成を目指します。

・ **国立岩手山青少年交流の家周辺** (図-1-29)

国立岩手山青少年交流の家は、岩手山の自然豊かな山麓において、夏は登山やキャンプ、野外炊事、冬は雪上活動などの様々な野外活動が体験でき、県内外から多くの利用者が訪れます。周辺の自然環境の保全と周辺施設の相互の連続性に配慮した景観形成を目指します。

(3) 岩手山の視点場

岩手山は市内のどこからでも望むことができますが、中でも特に美しく雄大な岩手山を望める視点場があります。景観アンケート結果などにより抽出したこの視点場の確保と周囲の環境を保全しつつ、道路沿いに景観を楽しむことのできるスペースの整備や案内看板の設置などによる景観形成を目指します。



—①—

—②—

—③—



—④—



—⑤—

・鞍掛山頂上からの岩手山（図－2－①）－写真提供：滝沢市観光協会

鞍掛山頂上からの岩手山への眺望は、間近に見る岩手山の迫力を十分に感じることができます。また、頂上から見下ろす景色は、市内はもちろん周辺市町村を見渡すことができ、市民をはじめ多くの人々に親しまれている視点場の一つです。

・春子谷地湿原付近からの岩手山（図－2－②）

春子谷地湿原付近からの岩手山への眺望は、四季を通じて滝沢市を代表とする景観であり、アンケート結果が示すとおり、市民をはじめ多くの人々に親しまれている視点場です。

・柳沢からの岩手山（図－2－③）－写真提供：げんまん柳沢（岩手山麓柳沢地域景観形成住民協定）

柳沢地域からの岩手山への眺望は、岩手山を間近に感じながら、景観形成住民協定者会が手入れする菜の花やヒマワリなどの景観植物との調和を楽しむことができ、地域の人々に愛されている視点場の一つです。

・分れ（大石渡）からの岩手山（図－2－④）

分れ（大石渡）からの岩手山への眺望は、前景に広がる牧場と岩手山とのコントラストがすばらしい景観を醸しだしており、通勤通学などの人々に親しまれている視点場の一つです。

・滝沢第二小学校付近からの岩手山（図－2－⑤）

巣子にある滝沢第二小学校付近からの岩手山への眺望は、前景に広がる田園風景と雄大に広がる岩手山がすばらしい景観を醸しだしており、地域の人々に親しまれている視点場の一つです。また、南方向に目を向けると盛岡市内までを見渡すことができ、夜は美しい景色を見ることができます。



—⑥—



—⑦—



—⑧—



—⑨—



—⑩—

・新鬼越池からの岩手山（図－２－⑥）－写真提供：滝沢市観光協会

新鬼越池からの岩手山への眺望は、水面に映る岩手山と農村風景が美しい景観を醸しだしており、人々に親しまれている視点場の一つです。

・チャグチャグ馬コ行進路からの岩手山（図－２－⑦）－写真提供：滝沢市観光協会

鬼越蒼前神社を出発し、チャグチャグ馬コの行進コースから見た岩手山は、前景の田園風景と色鮮やかな馬コの行進とが相まって、個性的で歴史的な景観を醸しだし、滝沢市のシンボリックな景観の視点場となっています。

・滝沢ニュータウンからの岩手山（図－２－⑧）

滝沢ニュータウンからの岩手山への眺望は、ニュータウンのメインストリートが雄大な岩手山へ通じる一本道のような錯覚にとられるすばらしい景観を醸しだしており、地域の人々に親しまれている視点場の一つです。

・篠木跨線橋からの岩手山（図－２－⑨）－写真提供：NPO法人 馬と曲り家のおおさわ村

篠木跨線橋からの岩手山への眺望は、滝沢の原風景とも言える農村地帯と背後の山並み、岩手山の調和が美しく、滝沢らしい景観として地域の人々に親しまれている視点場の一つです。

・小岩井（大清水）からの岩手山（図－２－⑩）

小岩井（大清水）からの岩手山への眺望は、前景に広がる田園風景と雄大に広がる岩手山がすばらしい景観を醸しだしており、地域の人々に親しまれている視点場の一つです。

図一 1 景観形成拠点図

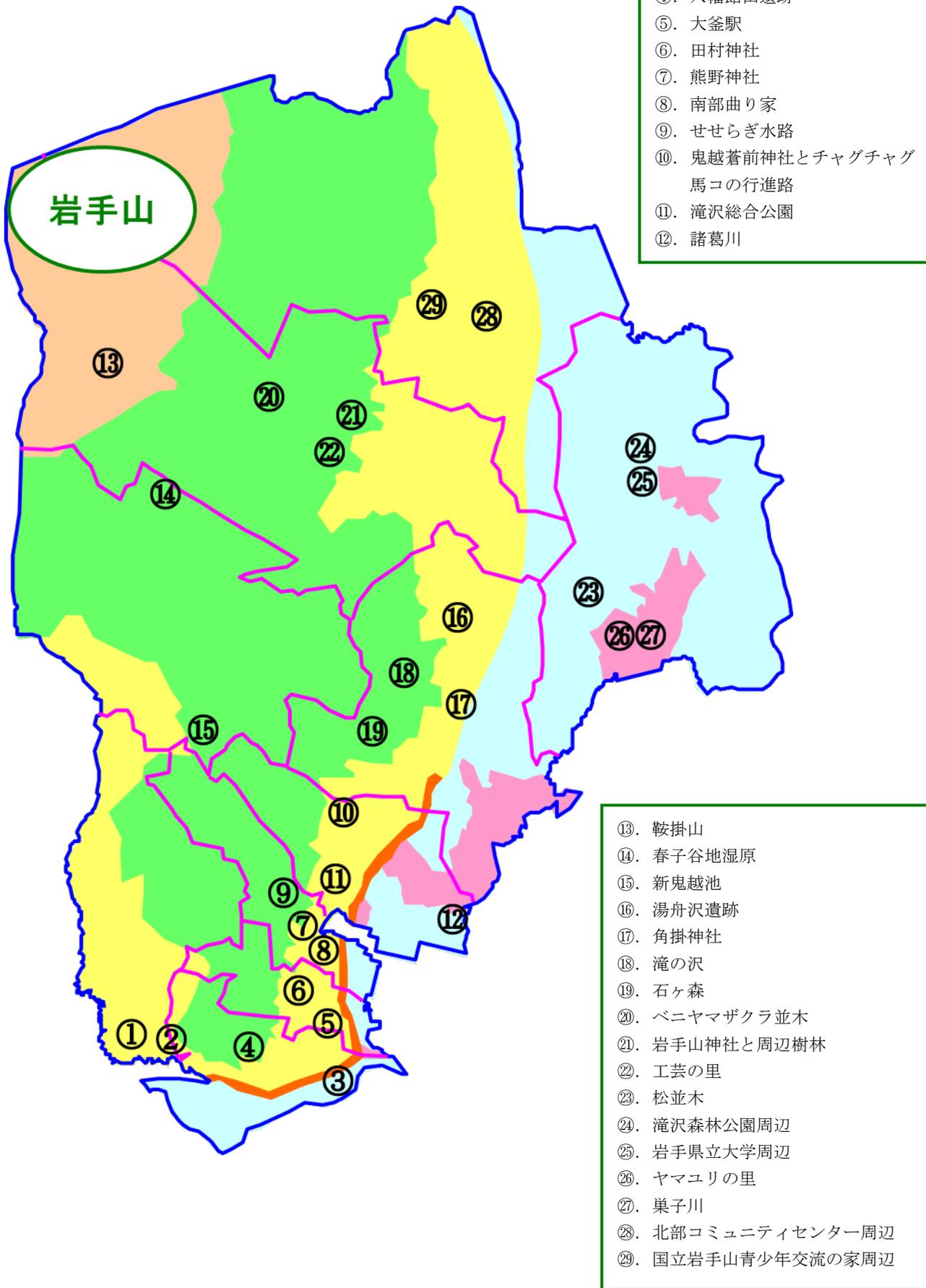
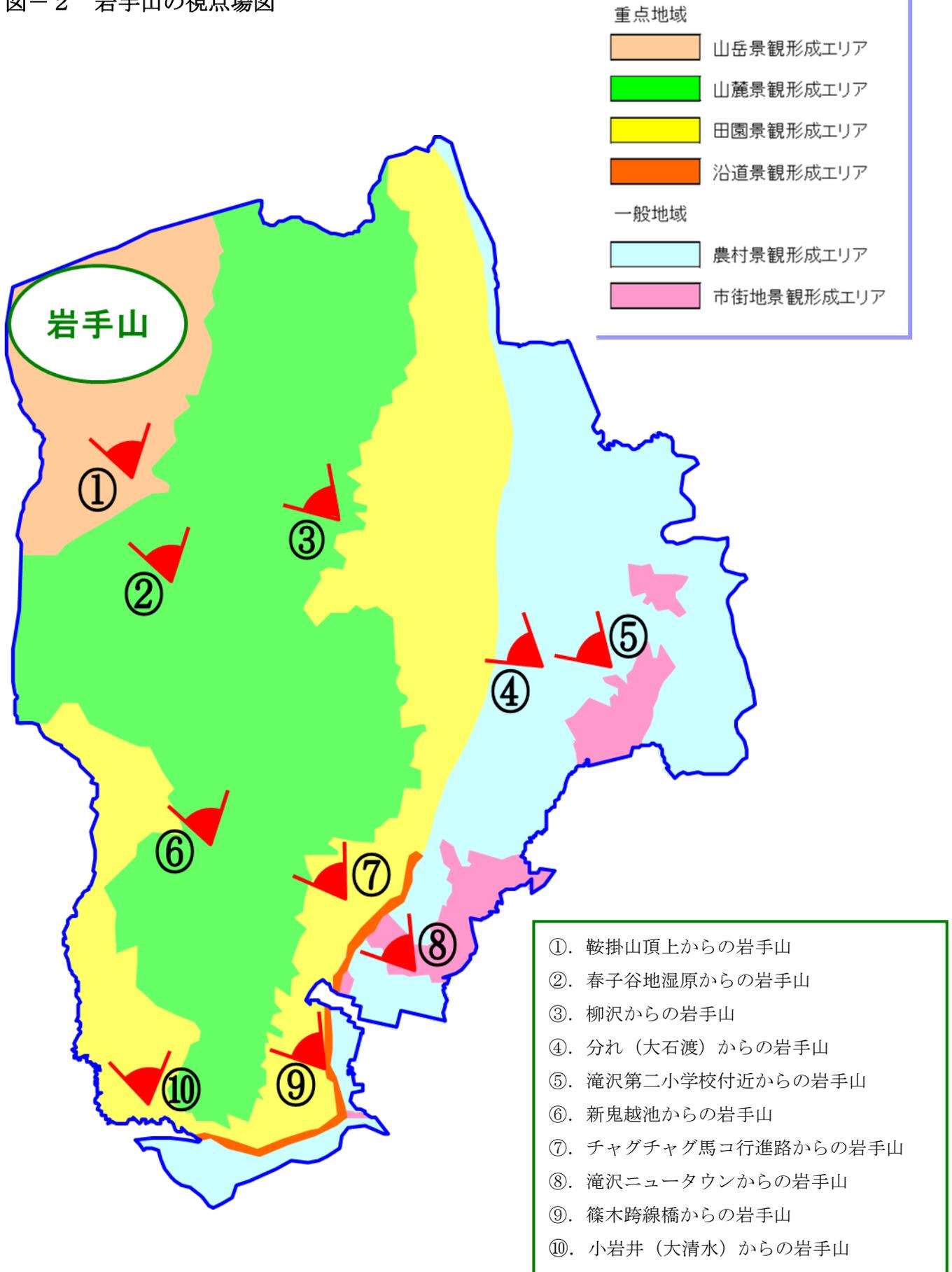


図-2 岩手山の視点場図



(4) 景観形成要素

景観形成エリアや景観形成拠点には、道路や公園、神社仏閣、建築物など共通の要素が見られます。いずれのエリア、拠点であってもこれらの要素は景観形成に影響を与えるものであり、要素ごとに方針を設定します。

(4) -① 保全する景観形成要素

・田畑

滝沢市の平坦地の多くが田畑で占められており、背景に山なみを見通す、のどかな田園景観が広がっています。しかし、近年、休耕地が景観を損ねている箇所が見受けられます。田畑は、生産の場としてばかりではなく、美しいうるおいのある田園景観を形成するものでもあるため、保全に配慮した景観形成を目指します。

・牧場、草地

滝沢市の平坦地から緩斜面地にかけては、牧場などの草地が広がっており、のどかな高原らしい景観となっています。背景の山々や青空とのコントラストにより、すばらしい景観の一部を担っており、これらの豊かな緑の保全に配慮した景観形成を目指します。

・樹木

高原と田園の間の斜面緑地は景観的に重要な要素となるため、斜面緑地の保全に配慮した景観形成を目指します。また、滝沢市には、天然記念物にも指定している樹木をはじめ、貴重な植物や農業試験場などの樹木林、国道4号沿道の松並木、各地域にある桜並木など、景観の重要なアクセントになっている樹木が点在しています。これらの景観的にも重要な樹木を生かした景観形成を目指します。

・神社仏閣、遺跡

滝沢市には、景観のアクセントとなる神社や仏閣が点在し、境内林、鳥居などが個性的な景観を形づくっています。また、一里塚や環状列石などの遺跡も多く点在しており、これらの歴史的資源の保全に配慮した景観形成を目指します。

・文化、祭り

滝沢市には、チャグチャグ馬コや篠木神楽、大沢田植踊りなど各地域に独自の文化や祭りがあります。これらの伝統とともに、背景となる地域環境の保全に配慮した景観形成を目指します。

(4) ② 整備する景観形成要素

・公園、広場

住宅地や集落地内にある公園や広場は、生活空間にゆとりとうるおいを与える要素にもなります。人々の集まる場所にちょっとしたポケットパークや広場などを設置することで、身近なうるおい空間を創出した景観形成を目指します。

・水辺

滝沢市には、滝沢市の名前の由来でもある滝の沢など、高原や山間部に多くの沢があります。周囲は岩手山麓の豊かな自然環境に恵まれているため、護岸の整備などが必要な場合には、多自然型工法などを導入して、できる限り生態系に配慮しつつ、自然環境と調和した景観形成を目指します。また、諸葛川や菓子川をはじめ、いくつもの河川が住宅地や集落地を流れており、生活空間に密着した水辺空間として、水辺に近づける工夫や広場空間の整備により、親水性のある水辺の景観形成を目指します。

・道路

山間部や樹林、田園内にある道路は、沿道が豊かな自然景観に恵まれているため、大規模な擁壁や法面における緑化やシンプルなデザインや落ち着いた色彩のガードレールを用いるなどの工夫によって、周辺景観との調和に配慮した景観形成を目指します。また、住宅地内や集落地内にある道路は、歩行者の安全に十分配慮し、街灯など道路内の工作物の整備については、地域の個性や統一感を考慮した景観形成を目指します。

・農業、畜産施設

広々とした牧草地や田園において、農業・畜産施設などは、周囲の平坦な土地から突出したり、眺望を損ねる場合があります。牧草地や田園と調和した色彩や素材の利用、位置や高さの工夫などにより、地域全体として統一感のあるのどかな田園、高原風景の演出に配慮した景観形成を目指します。

・公共施設

公共施設は、滝沢市の景観を先導する重要な役割を担っているため、建築物のデザインや色彩、素材などの工夫により、地域のシンボルとなるような施設整備による景観形成を目指します。また、滝沢市のシンボルでもある岩手山をいつでも眺めることができるように、公共施設の整備においては、展望を楽しむスペースの設置や眺望方向の保全などにより景観形成を目指します。

・住宅

密集した住宅地内においては、緑が少なく圧迫感を感じる傾向にあるので、生垣や敷地内の緑化などにより、うるおいのある住宅地の景観形成を目指します。また、集落地においては、周囲の田園や樹木などの緑が多くあるので、この自然環境を保全しつつ、周囲と調和した集落地の景観形成を目指します。

・商業施設

商店などの店舗は、親しみのあるデザインや広告物の整理などにより、連続性のあるまちなみ景観の形成を目指します。また、国・県道などの幹線道路にあるレストランやガソリンスタンドなどの沿道サービス型店舗については、比較的規模も大きいため、落ち着いた色彩、建築物のデザインの工夫や駐車場の修景などにより、周辺の景観と調和した沿道の景観形成を目指します。

・工場、事業所

市街地に立地する工場や事業所などは、周囲に圧迫感を与えないように敷地内の緑化などに努め、うるおいのある景観形成を目指します。また、それ以外の地域に立地する工場や事業所などは、建築物の位置やデザインの工夫などにより、周囲と調和した景観形成を目指します。

・工作物

鉄塔や電波塔、電柱などの工作物は、周囲から際立ち、非常に目立つ存在となります。特に岩手山の視点場など景観の重要な場所においては、景観を損ねないように設置の場所や高さの工夫により、周辺景観との調和に配慮した景観形成を目指します。

・資材置場

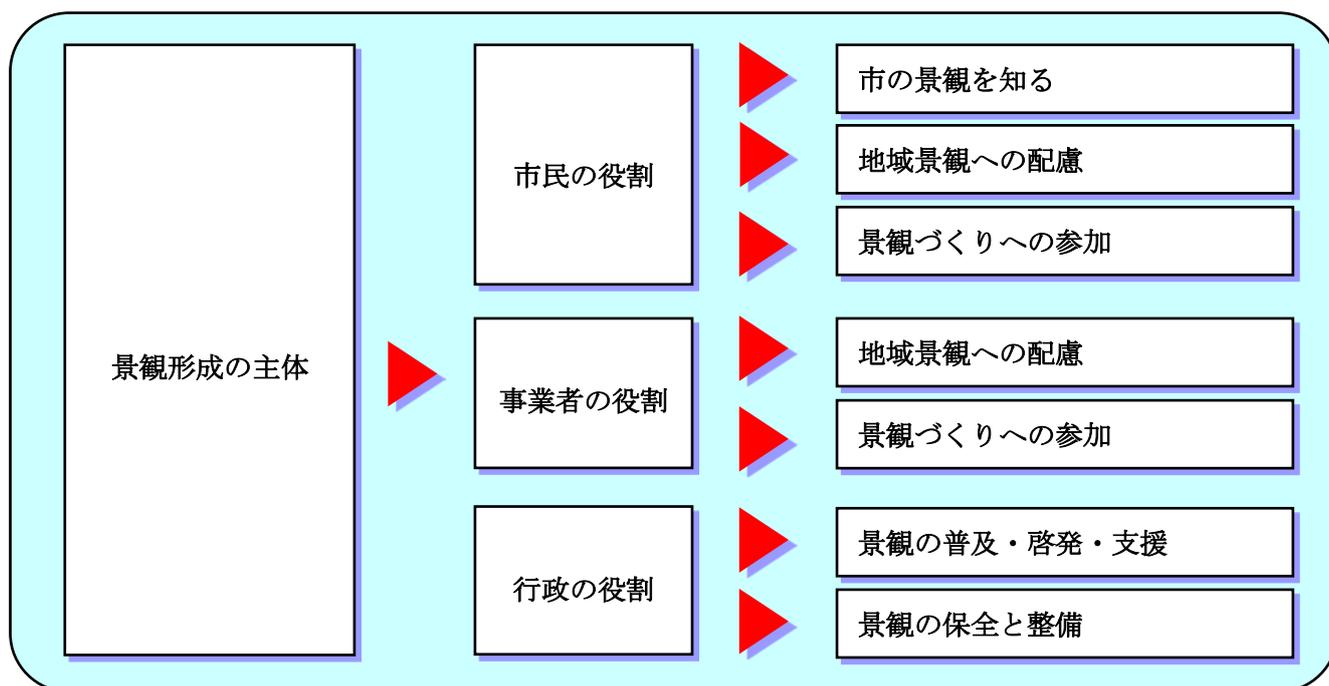
道路沿いの敷地や空き地などにおいて、無造作に積まれた物品や資材の野積みは、景観を損ねる要素になります。物品、資材の整理や道路から目に付かない場所への移動、植栽や塀、目隠しシートによる遮蔽などにより、周辺景観に配慮した景観形成を目指します。

Ⅲ 景観形成のプログラム

Ⅲ－１．景観形成の主体と役割

(1) 景観形成の主体

景観形成の目的は、豊かでうるおいのある生活環境づくりや、滝沢らしい魅力的な地域づくりにあります。これらは、一人ひとりの生活に関係するものであり、そこで生活する市民と産業活動をする事業者、行政が協力し合いながら、景観形成を目指します。



(2) 市民の役割

① 市の景観を知る

市民にとっての景観形成の第一歩は、自分達の住む市を知ることです。滝沢市内や自宅周辺の身近な地域にどのような景観があるのか、また、どんな景観になればいいのかなどをみんなで考えることが必要です。

② 地域景観への配慮

自宅敷地と道路などの公共空間が接する場所のようなところは、地域の景観に大きな影響を与えます。敷地内の物品などの整理や樹木の適正な管理、建築物の屋根や壁の色彩、デザインの工夫などにより周囲と調和した景観形成に配慮することが必要です。

③ 景観づくりへの参加

自治会や町内会などで行う地域内の公園や道路沿線の緑化活動や清掃活動は、景観形成を進めていくうえで重要な要素です。このような地域団体の活動に個人が積極的に参加するとともに、組織として地域独自の景観づくりを行うことが必要です。

(3) 事業者の役割

① 地域景観への配慮

事業者が行う建築などの行為は、規模が大きくなる傾向にあるため、自らの行為が景観に大きく影響を与えることを認識するとともに、周辺の景観との調和や魅力的な地域を形成するような、建築物の屋根や壁、デザインの工夫などに配慮することが必要です。また、事業者の所有する敷地は、物品や資材などが多く煩雑になる傾向があり、無造作に積まれた物品や資材の野積みは景観を損ねる原因になります。物品、資材の整理や道路から目に付かない場所への移動、植栽や塀、目隠しシートによる遮蔽を図るなど、周囲に配慮することが必要です。

② 景観づくりへの参加

事業所のある地域内において、自治会や町内会が行う公園や道路沿線の緑化活動や清掃活動には、事業者も積極的に参加する必要があります。また、住民協定などの地域独自の景観づくりへも参加することが必要です。

(4) 行政の役割

① 景観の普及、啓発、支援

行政は、市民が主体的な景観形成を行えるように、市民参加の仕組みを確立するとともに、次頁の景観形成の施策に示す景観方針の普及、啓発、また活動の支援をしていく必要があります。

② 景観の保全と整備

景観には、岩手山麓における自然などの公共的な空間のほかに、田畑や森林などの民間の空間があります。民間の空間についても重要な景観の一部を担っているため、公共的な空間と同様、市民や事業者の協力のもと、一体的な景観形成を誘導していく必要があります。また、視点場設置などの景観の整備については、地域の特性を十分に生かし、周辺景観と調和を図る必要があります。

Ⅲ－２．景観形成の施策

（１） 景観形成基本方針などの普及

景観づくりには、主体となる市民に対して、景観形成基本方針をはじめとする景観の将来像への理解を進めることが大切です。そのためには、本基本方針を地域懇談会や市ホームページなどにより、広く市民へ周知するとともに、景観がすばらしい場所の写真や位置をまとめたパンフレットの作成や景観に対する取り組みを紹介するなど、市民に対して景観活動のPRを図ります。

（２） 市民の自発的な景観づくりへの啓発

景観づくりに対する理解や市民の自発的な景観形成への啓発を進めるために、景観の学習会などを開催し、景観に対する意識の向上を図る取り組みを行います。また、景観に配慮した住宅の建築や庭先の緑化、公園や道路などの清掃活動や美化活動など市民の自発的な景観づくりの促進を図ります。

（３） 市民の景観形成活動への支援

市民のみで行うことが難しい景観づくりにおいては、行政が積極的に支援する必要があります。地域のまちづくり活動と連携し、景観づくりに対する活動経費の助成や景観づくりに関する様々な情報提供や相談、アドバイスなどを行い、支援体制の確立を図ります。

（４） 住民景観協定の促進

地域の景観形成を進めるために、地域住民間で協定を結び、景観資源の保全やまちなみの形成を図ることが期待されます。現在、設立している柳沢地区の協定者会“げんまん柳沢”の活動を支援するとともに、市内の他の地域や自治会、町内会などにおいても住民協定の締結を促進していきます。

（５） 景観の保全活動

岩手山及び山麓に広がる自然景観や神社仏閣などの歴史的景観は、滝沢市のすばらしい景観であり、次世代に残すために保全しなければなりません。また、田畑や森林などの民間の空間についても重要な景観の一部を担っているため、公共的な空間と同様、市民や事業者の協力のもと、一体的な景観の保全を図ります。

（６） 景観の整備

道路や公園、公共施設などについては、市民参加のもと、滝沢らしい景観形成の先導となれるように、周囲の景観との調和や連続性に配慮し、景観の視点場については、自然環境に十分配慮して整備を図ります。

Ⅲ－３．景観形成の体制

(１) 行政組織の充実

景観形成の推進は、行政組織全体に関連するため、横断的な調整が必要となります。景観形成事業の実施にあたっては、他法令との整合性を図るとともに、庁内での連絡会議を設けるなど、連携した組織づくりを進めます。

(２) 地域団体や市民と行政を結ぶ組織の充実

景観形成の主体は市民ですが、個人での実施が難しいものに対しては、地域団体が主体となって活動する必要があります。行政は、市民が主体的な景観形成を行えるように、地域団体への支援や個人が活動に参加しやすい仕組みを整備するとともに、地域団体や市民と行政が緊密な調整や連絡ができる組織の充実を図ります。

(３) 景観形成計画やガイドラインの策定

景観形成基本方針は、将来の滝沢市の望ましい景観の大枠を示したものであり、今後、この方針に基づいて、詳細な計画を策定する必要があります。特に、景観形成拠点や景観の視点場は、積極的に景観形成を図る場所として位置づけられるため、具体的な景観形成の計画やガイドラインの策定を進めます。また、市民アンケート結果から、市民は景観づくりに対して“悪化を防ぐルールづくり”を望んでいるため、景観保全地域の指定などの制度づくりについても検討します。

— 滝沢市景観形成基本方針 —

岩手県 滝沢市

〒020-0692 岩手県滝沢市中鶺鴒 55 番地
電話：019-656-6543 FAX：019-684-2158
E-mail：tosikei@city.takizawa.iwate.jp